

平成 23 年 2 月 25 日

金融庁監督局証券課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見等の提出について

平成 23 年 1 月 26 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見等

	該当箇所(監督指針名称および条項番号等)	意見・確認事項	理由等
1	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-3-3-2-2(3)③ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-3-2-5-2(3)③	<p>「特定預金等については、金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定が準用されていることにかんがみ」とあるが、現時点において銀行法上、準用の対象となる特定預金等契約は政令指定されておらず、これに当てはまる特定預金等は存在しないことを確認したい。</p> <p>また、この理解が正しいのであれば、無用な誤解等を回避する観点からも、かかる記載については、例えば、「…投資者保護等の観点から金融商品取引法の各種行為規制が準用されている…」といった表現に修正願いたい。</p>	<p>「特定預金等については、金融商品取引法の不招請勧誘の禁止規定が準用されていることにかんがみ」との記載は、無用な誤解を招く懸念があるため。</p>
2	主要行等向けの総合的な監督指針 Ⅲ-3-3-2-2(3)③イ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅲ-3-2-5-2(3)③イ	<p>注意喚起文書の交付に関し、日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」および全国銀行協会「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」では、契約締結前交付書面に準じ、契約締結前1年以内に注意喚起文書を交付した場合の交付不要の特例が規定されているが、契約の都度交付することを求めているものではないとの理解でよいか。</p>	<p>確認のため。</p>
3	主要行等向けの総合的な監督指針 全般 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 全般	<p>「複雑な仕組預金」「合理的根拠適合性」等の定義・解釈については、日本証券業協会「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」、金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」および全国銀行協会「デリバティブを内包する預金に関するガイドライン」を参考とすることは可能か。</p>	<p>規制内容の明確化のため。</p>
4	主要行等向けの総合的な監督指針 全般 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 全般	<p>実施期日について記載がないが、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針と同様に、平成23年4月1日から適用予定という理解でよいか。</p>	<p>確認のため。</p>